

各産業別組合の本部 執行機関の強化

- (1) 各々以上の産業別整理の断行すると同時に、各産業別組合の強化する執行機関を健全にする必要がある。
- (2) 前述のとおり、各組合の執行部は一本は確立されておらず、それは事實上、活動の中心が水はみり木木つた、活動の中心はむしろ、関東地方評議会本部の各地区の事務局に在り、各地区の事務局は直接に各組合の分会と連絡を取つて、日当十半を取行して来た。だが、各々は、初半、年間の実践を通じて、この方針の誤謬をハッキリ知る事か出来たのである。
- (3) 今後各々は従来の方針を改め、各産業別組合の執行委員を活動の中心とする事に努むる、且つその基礎の上に、関東地方評議会執行委員を置く事はすべきだと思ふ。
- (4) 又各産業別組合の執行部は、原則として、各場内の指導者及び構成する数にすぎずべきである。組合員に大衆的でない組織を築かせるための。

関東地方評議会執行委員会の拡大と 常任執行委員会の設置

- (1) 従来、関東地方評議会の執行委員は、専任的指導者として組織されて来たが、後はそれと異なり、各場内の指導者と専任的指導者とを構成するべきである、と思ふ。
- (2) 但し、この執行委員会の会費は、それを十分に用いることは不可能であるから、専任的指導者だけで常任執行委員会を組織し、日當の厚さは、一切常任執行委員会を整理しない、と思ふ。
- (3) 又従来は、関東地方評議会の「評議会委員」は殆んど召集され木木つたが、今後は、少くも三月に一度は、それを召集する事はすべきだ、と思ふ。